

平成27年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

平成27年12月

豊島区教育委員会

目 次

I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1	はじめに	1
2	実施方法	1
3	評価の概要	2

II 点検・評価の結果一覧

点検・評価の結果一覧	6
------------	---

III 点検・評価の結果

事業分析シート	7
---------	---

1	「健やかな心と体」の育成	
	○安全・安心な学校	
	・インターナショナルセーフスクール	8
2	教師力の向上と教育環境の整備	
	○学校図書館の充実	
	・学校図書館司書の活用	10
	・読書環境の整備	12
3	未来を切り拓くとしまの子の育成	
	○幼児教育の充実	
	・区立幼稚園の預かり保育等の保育サービス内容の充実	14
	・幼・小・中一貫教育連携プログラムの開発	16
4	学校施設環境改善交付金事業	
	・学校改築事業・大規模環境事業	18
5	学校視察評価	
	・西巣鴨幼稚園	20

IV 資料等

教育に関する事務の点検・評価実施要綱	21
教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱	22

I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1 はじめに

平成20年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、各地方公共団体の教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について教育に関し学識経験を有する者の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。

豊島区教育委員会では、この法律の規定に基づき、本年度も教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価（以下、「点検・評価」という。）を実施した。

(参考)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)
(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む)を含む)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 実施方法

教育ビジョン2015の施策を構成する各事務事業について、ヒアリング及び事業の視察を実施した。

また、評価施策に係る幼稚園の取り組みを視察するとともに幼稚園長へのヒアリングを実施し、評価の参考とした。

3 評価の概要

1 委員会の設置

(1) 目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会を設置する。

なお、本委員会は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年7月7日公布）により、教育委員会の附属機関に位置付けられた。

(2) 委員（3名）

職	氏名	区分	略歴
委員長	壺内 明	学識経験者	聖徳大学児童学部教授、前港区立御成門中学校長、元江東区立深川第三中学校長、元足立区教育委員会指導室長
委員 (職務代理)	工藤 豊太	学校経営経験者	東京音楽大学教授、元豊島区立中学校教育研究会会長、元東京都中学校音楽教育研究会会長、元豊島区立明豊中学校長、元杉並区教育委員会指導室長、元目黒区立第一中学校長
委員	和田 健男	区民	自営業、保護司、元豊島区立小学校PTA連合会会長

2 評価対象

豊島区教育委員会が評価対象として指定した教育ビジョン2015の3施策に基づく事務事業の執行と施策に関連する学校の取り組みの状況とを合わせて、施策の推進に有効に機能しているか点検・評価した。

また、学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき、学校施設環境改善交付金に係る事業についても評価対象とした。

	施 策	事 業 体 系	実 施 事 業
1	「健やかな心と体」の育成	安全・安心な学校	インターナショナルセーフスクール
2	教師力の向上と教育環境の整備	学校図書館の充実	学校図書館司書の活用
			読書環境の整備
3	未来を切り拓くとしまの子の教育	幼児教育の充実	区立幼稚園の預かり保育等の保育サービス内容の充実
			幼・小・中一貫教育連携プログラムの開発
4	学校施設環境改善交付金		

3 評価の視点

事業分析シートでは、施策を構成する教育委員会の各事業について、下表の効率性と有効性の視点から評価する。

また、学校施設環境改善交付金に係る事業の評価については、事業分析シートを用いて、学校施設環境の機能の向上という視点から効率性・有効性を評価する。

	効率性	有効性
事業分析シート	実施方法は効率的か コストは適正か	施策を構成する各事業と学校での取り組みが施策の推進に寄与しているか
事業分析シート (学校施設環境改善交付金)	実施方法は効率的か コストは適正か	学校施設環境の機能が向上したか

事業分析シートの効率性と有効性は、3段階で評価する

評 価
A : 高い B : 適正 C : 低い

4 委員会開催状況

回数	開催日	場 所	審 議 内 容
第1回	10月9日(金)	教育委員会室	○ 平成25年度点検・評価項目に対する取組み状況報告 ○ 平成26年度点検・評価の概要説明 ○ 評価対象の選定について ○ 幼稚園視察の実施について
第2回	11月16日(月)	西巣鴨幼稚園	○ 幼稚園視察
第3回	12月11日(金)	教育委員会室	○ 外部評価審議
第4回	12月21日(月)	教育委員会室	○ 外部評価まとめ

5 外部評価の公表

ホームページ等に掲載し、区民への周知を図る。

区議会第1回定例会 子ども文教委員会(2月22日)に評価の結果を報告する。

II 点検・評価の結果一覧

施策	事業体系	実施事業	効率性	有効性
「健やかな心と体」の育成	安全・安心な学校	インターナショナルセーフスクール	A	A
教師力の向上と教育環境の整備	学校図書館の充実	学校図書館司書の活用	A	A
		読書環境の整備	A	A
未来を切り拓く としまの子の教育	幼児教育の充実	区立幼稚園の預かり保育等の保育サービス内容の充実	A	A
		幼・小・中一貫教育連携プログラムの開発	A	B
学校施設環境改善交付金			A	A

Ⅲ 点検・評価の結果

事業分析シート

- 1 インターナショナルセーフスクール
- 2 学校図書館司書の活用
- 3 読書環境の整備
- 4 区立幼稚園の預かり保育等の保育サービス内容の充実
- 5 幼・小・中一貫教育連携プログラムの開発
- 6 学校施設環境改善交付金
- 7 学校視察評価（西巣鴨幼稚園）

事業分析シート

施策名	1 「健やかな心と体」の育成		
事業名称	1 インターナショナルセーフスクール	担当課：指導課	

内 容	<p>より安全な学校づくりに向けて、協働のもと体系的に継続して取り組む仕組みが機能している学校づくりを目指す。そのために、以下の8つの指標に基づいた安全向上の取り組みを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分野の垣根を越えた協働による推進基盤 2 取組の方針（政策）がS Cの文脈に基づき、自治体や教育委員会等の方向性と一致 3 全ての年齢・性別・環境・状況を対象とする長期的、継続的なプログラム 4 ハイリスクの集団・環境に着目し、弱者グループを対象としたプログラム 5 入手・活用可能な根拠に基づいたプログラム 6 外傷の頻度と原因を記録するプログラム 7 プログラム・プロセス・効果を測定・評価 8 国内外のS Cネットワークへの継続的参加 <p>これらの取り組みにより、子どもたちの主体性を生かした活動、さらに、学校や地域が様々なデータを基に科学的に分析し、見える化を図りながら安全・安心な活動を継続し、事故やけがの防止を図る。</p>
手 法	<ul style="list-style-type: none"> ・けがや危険の状況（データ）を客観的に整理する。 ・重点課題を設定する。 ・課題解決に向けた取り組みを企画・実施する。 ・対策の成果を測定する。

（単位：千円）

		事業費		特定財源		一般財源	
予算（H26）		7,069		0		7,069	
決算（H26）		3,010		0		3,010	
所要人員（正規）	0.1	所要人員（非常勤）	0	開始時期	H24	終了時期	
根拠法令等	豊島区教育ビジョン2015			法律による義務付け	無し	必要性	有り

指 標	<ol style="list-style-type: none"> 1 休み時間の校庭のけが、授業中のけが（校内におけるけが） <ol style="list-style-type: none"> (1) けがの発生件数・発生率（軽微なものを含む） (2) いじめの発生件数 2 自転車による交通事故（校外におけるけが） <ol style="list-style-type: none"> (1) 自転車による交通事故の発生数 (2) 自転車ヘルメットの着用率 																																																
達成度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">H24</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">H25</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">H26</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">H27（10月末）</td> </tr> <tr> <td>1－（1）発生数</td> <td style="text-align: right;">1115件</td> <td></td> <td style="text-align: right;">792件</td> <td></td> <td style="text-align: right;">678件</td> <td></td> <td style="text-align: right;">330件</td> </tr> <tr> <td>発生率</td> <td style="text-align: right;">2.32%</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1.68%</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1.43%</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0.70%</td> </tr> <tr> <td>1－（2）疑い件数</td> <td style="text-align: right;">7件</td> <td></td> <td style="text-align: right;">3件</td> <td></td> <td style="text-align: right;">3件</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>2－（1）</td> <td style="text-align: right;">0件</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0件</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0件</td> <td></td> <td style="text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td>2－（2）</td> <td style="text-align: right;">44%</td> <td></td> <td style="text-align: right;">51%</td> <td></td> <td style="text-align: right;">50%</td> <td></td> <td style="text-align: right;">56%</td> </tr> </table> <p>※ 朋有小学校における3年間の数値。けがの発生件数は着実に減少している。</p>		H24	→	H25	→	H26	→	H27（10月末）	1－（1）発生数	1115件		792件		678件		330件	発生率	2.32%		1.68%		1.43%		0.70%	1－（2）疑い件数	7件		3件		3件		2件	2－（1）	0件		0件		0件		0件	2－（2）	44%		51%		50%		56%
	H24	→	H25	→	H26	→	H27（10月末）																																										
1－（1）発生数	1115件		792件		678件		330件																																										
発生率	2.32%		1.68%		1.43%		0.70%																																										
1－（2）疑い件数	7件		3件		3件		2件																																										
2－（1）	0件		0件		0件		0件																																										
2－（2）	44%		51%		50%		56%																																										

	評価	判断理由
効率性	A	<p>事故やけがのデータを分析、見える化し、ハイリスク群を定めて学校・児童・保護者を含む地域対策委員会が一体となって、安全・安心な政策を打ち出し、組織的・計画的に当たっている。</p> <p>朋有小学校での取組みが、インターナショナルセーフスクールの認証を予定している学校のみならず、全ての幼稚園及び小・中学校に活かしていくことが重要である。</p> <p>今後の新規・再認証の取得にあたり、申請時期、研修、会議等を合わせていくことで効率化を図る事などが検討されている。</p>
有効性	A	<p>多かったけがの発生件数が、インターナショナルセーフスクールの取組みにより3年でおおよそ半数まで減少しており、安全・安心な学校活動が定着しているといえる。</p> <p>子どもたちが楽しみながら取組みに参加できる配慮がなされていた。これにより子どもたちの安全・安心に対する意識が芽生え、校内だけではなく校外においても、けがの減少やヘルメット着用率の増加につながった。</p> <p>事故、けがによる早退、欠席等の推移について統計、分析していくことが重要である。</p>

事業分析シート

施策名	2 教師力の向上と教育環境の整備		
事業名称	2 学校図書館司書の活用	担当課：指導課	

内 容	<p>読書センターとして、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむことや学習情報センターとして活用することで、読書活動を充実させ、情報活用能力を高める。</p>
手 法	<p>各学校の教育課程に「読書週間」を位置付け、学校全体で読書活動を積極的に推進する。</p> <p>学校図書館システムを有効活用することにより、学校図書館の充実を図るとともに、児童・生徒の読書習慣を確立し、基礎学力を向上させる。</p> <p>学校図書館司書を全校に配置し、学校図書館の充実を図るとともに、児童・生徒の主体的な学習活動を支援し、学校図書館の「学習情報センター」機能を高める。</p> <p>RCフェスタを開催し、区内小・中学校の読書活動の様子を広く区民に紹介するとともに、今後の児童・生徒の国語力向上及び読書活動を推進する。</p>

(単位：千円)

		事業費		特定財源		一般財源	
予算 (H26)		29,697		0		29,697	
決算 (H26)		29,507		0		29,507	
所要人員 (正規)	0.1	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H23	終了時期	
根拠法令等	豊島区教育ビジョン2015			法律による 義務付け	無し	必要性	有り

指 標	<p>1 学校図書館における年間の図書貸出冊数</p> <p>2 司書配置日の学校図書館の活用状況 (委託業者による調査の結果)</p>
達成度	<p>1 小・中学校 H25 85,544冊 → H26 101,855冊 (年間 16,311冊増)</p> <p>2 小学校 H25 2,728時間 → H26 2,951時間 (年間 223時間増)</p> <p>中学校 H25 53時間 → H26 97時間 (年間 44時間増)</p>

	評価	判断理由
効率性	A	<p>授業と図書館利用がリンクされていることと、それに学校図書館司書が加わることによって図書館利用の活性化につながっている。</p> <p>効率性を高めるため、学校図書館司書の委託業者との連絡会の開催、年間を通して学校図書館司書が固定化できるようにするなどの配慮をしている。</p>
有効性	A	<p>司書配置日における学校図書館の利用時間が増加しており、学校図書館司書の配置によって、子どもたちが図書に触れ、読書に親しむ機会をつくりだしている。また、取組みにより貸出冊数も増加していて、子どもたちの読書習慣の定着に貢献している。</p> <p>学校ごとに図書利用に大きな差が生じないように工夫が必要であると同時に、学校図書館司書を対象とした研修の充実を図るなど、子どもたちがより一層読書活動に励むことができるよう整備を進めていく必要がある。</p>

事業分析シート

施策名	2 教師力の向上と教育環境の整備		
事業名称	3 読書環境の整備	担当課：学校施設課	

内 容	<p>児童・生徒の主体的な学習活動の支援や、情報の収集・選択・活用能力を育成する等、学校教育の中核的な役割を果たす学校図書館に、無線LANの設置等ICT環境を整え、タブレット端末で調べ学習ができる機能を備えた「学習情報センター」を整備する。</p>
手 法	<p>インターネットによる調べ学習やプロジェクター等を利用した発表ができる空間を、図書ゾーンと連続して配置する。</p> <p>学校改築にあわせた整備を原則とするが、大規模改修の際にもこうした設備・機能の整備に努める。</p>

(単位：千円)

		事業費		特定財源		一般財源	
予算 (H26)		—		—		—	
決算 (H26)		101,785		101,785		0	
所要人員 (正規)	0.2	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H23	終了時期	
根拠法令等	豊島区教育ビジョン2015			法律による 義務付け	無し	必要性	有り

指 標	児童・生徒の情報収集・選択・活用能力の向上を促す教育環境の形成
達成度	<p>学習情報センターの整備数</p> <p>【整備完了】 平成23：朋有小学校 平成24：西池袋中学校 平成25：千早小学校 平成26：目白小学校</p> <p>【今後の予定】 平成27：仰高小学校 平成28：池袋本町小学校 池袋第三小学校 池袋中学校</p>

	評価	判断理由
効率性	A	<p>機能的に活用できるよう各学校図書館の位置、隣接する教室の使用状況など、各学校の間取りや機能的側面を考慮しつつ、適切に整備を進めている。</p> <p>児童・生徒数の増加に伴う普通教室の追加に合わせて、実施するなど効率良く整備が進められている。</p>
有効性	A	<p>学校によって環境に大きな差が出ないように、早期の全校整備が重要である。「学習情報センター」として整備されたことにより、アクティブ・ラーニングを推進するために研修を行うなど、新しい学習指導要領に向けた取り組みなども行われている。</p>

事業分析シート

施策名	3 未来を切り拓くとしまの子の育成	
事業名称	4 区立幼稚園の預かり保育等の保育サービス内容の充実	担当課：学務課

内 容	<p>子育て支援の一環として、教育時間終了後に「預かり保育」を実施し、教育課程とは異なる体験や活動をすることで、幼児教育の充実を図る。</p> <p>少子化対策や子育て支援という社会全体の課題を背景に生じた、幼稚園に対する多様な保育・教育ニーズに区立幼稚園として対応する。</p>
手 法	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度は、1園(南長崎幼稚園)で実施し、平成24年度から全3園で実施。 ・年間170日程度。教育時間終了後実施 (H26まで午後4時50分まで、H27から午後5時00分まで) ・学期ごとに預かり保育の指導計画を作成。 ・預かり保育の実施園の在園児であれば、利用の目的を問わず、定員はない。 ・利用料は、登録利用料：月5,000円、一時利用料：日500円（おやつ代を含む） ・非常勤職員1名、臨時職員1名により実施。

(単位：千円)

		事業費		特定財源		一般財源	
予算 (H26)		14,309		3,027		11,282	
決算 (H26)		14,150		3,884		10,266	
所要人員 (正規)	0.3	所要人員 (非常勤)	0.9	開始時期	H23	終了時期	
根拠法令等	豊島区教育ビジョン2015			法律による 義務付け	無し	必要性	有り

指 標	保護者のニーズに対応した預かり保育サービスの充実
達成度	<p>預かり保育の利用者の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在園児全体に対する利用者の割合：3.4%増 (24年度75.6%→26年度79.07%) ・在園児全体に対する月登録利用者の割合：12.57%増 (24年度16.5%→26年度29.07%) ・アンケート結果からも保護者は各種ニーズに応じた利用形態を選択しており、結果として利用者割合が増加しているものと考えられる。

	評価	判断理由
効率性	A	<p>限られた人員のなか、園児の状況を的確に把握しながら、内容の濃い預かり保育を取り組んでいる。また、学務課と幼稚園の連携がしっかりと行われていて、働きやすい環境づくりができています。</p> <p>今後も利用者の増加が見込まれること及び子どもの安全面の配慮などから、職員体制の充実が重要な課題である。</p> <p>毎日のおやつ代について、他区の状況等を鑑みての値段設定ではあるが、消費税増税等の社会的な変化も考慮し、内容の充実について検討する余地はある。</p>
有効性	A	<p>預かり保育の環境が整っており、労働時間の延長といった保護者のニーズに応えられていること、利用率の増加から見ても有効性の高い事業であるといえる。</p>

事業分析シート

施策名	3 未来を切り拓くとしまの子の育成		
事業名称	5 幼・小・中一貫教育連携プログラムの開発	担当課：指導課	

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育から義務教育への円滑な接続を前提とした「学びの連続性」「育ちの連続性」を考慮した一貫教育のカリキュラム開発を通じて、学校種間の連携・指導に関するプログラムを作成する。 ・幼稚園と小学校との円滑な接続に向けた「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」を作成し、小学校就学前後の幼児・児童の育ちを支える体制を整備する。 ・幼稚園における具体的生活習慣を身に付けさせるとともに、心の教育を重視し、子どもたちの道徳性を育む。
手 法	<ul style="list-style-type: none"> ・区内幼稚園3園の幼・小連携ブロックの中で、地域や幼児・児童の実態に応じた研究テーマを設定し、教職員の相互訪問、交流授業、情報交換等を実施して、実践研究を行う。 ・区立幼稚園教育研究会と連携を図り、今後の幼児教育の在り方について研究を深めるとともに、区立幼稚園を幼児教育の研究・実践機関として位置付ける。

(単位：千円)

		事業費		特定財源		一般財源	
予 算 (H26)		—		—		—	
決 算 (H26)		—		—		—	
所要人員 (正規)	0.1	所要人員 (非常勤)	0	開始時期		終了時期	
根拠法令等	豊島区教育ビジョン2015			法律による 義務付け	無し	必要性	有り

指 標	<ul style="list-style-type: none"> ・各幼・小連携ブロック（西巣鴨幼稚園と西巣鴨小学校、池袋幼稚園と池袋小学校、南長崎幼稚園と椎名町小学校）が実践事例を作成し、アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム開発を行う。 ・作成した事例等を年間カリキュラムとしてまとめ、積極的な活用を図る。
達成度	<ol style="list-style-type: none"> 1 実践事例の作成 2 年間カリキュラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）の作成 3 カリキュラムの普及・啓発

	評価	判断理由
効率性	A	<p>綿密な計画に基づき、教育実践の改善につながる効果的なカリキュラムが開発できている。</p> <p>「教育だより豊島」なども活用し、保護者との連携、協力も図れている。</p> <p>指導主事が研究会に参加し、学校現場の状況を把握するように努めるなど、効率の良い報告体制もとられている。</p>
有効性	B	<p>幼稚園・小学校間の様々な交流によりスムーズな入学が実現していることに加え、応援団の練習に参加をした園児が、入学後に応援団員になるなど、子どもの興味・関心を引き出し、積極的な学校活動の参加につながっている。今後は、幼稚園における小学校入学に向けたアプローチカリキュラム及び小学校入学当初のスタートカリキュラムの充実・体系化を図り、幼・小の円滑な接続をより発展させる必要がある。</p> <p>幼稚園における具体的な生活習慣を身に付けさせるためには、家庭での教育も重要であるという観点から、保護者を対象とした講習などの充実を図っていく必要がある。</p>

事業分析シート

施策名	4 学校施設環境改善交付金事業	
事業名称	6 学校改築事業・大規模環境事業	担当課：学校施設課

内 容	<p>学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき補助金収入を得ながら、災害に備え教育環境の充実及び質的向上のため学校改築・改修を実施する。</p>
-----	---

(単位：千円)

		事業費		特定財源		一般財源	
予 算 (H26)		4,549,092 (うち繰越明許12,928)		4,549,092 (うち環境改善交付金241,115)		0	
決 算 (H26)		3,857,311 (うち繰越明許12,928)		3,113,107 (うち環境改善交付金233,684)		744,204	
所要人員 (正規)	3	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H26	終了時期	H26
根拠法令等	学校施設環境改善交付金交付要綱			法律による 義務付け	無し	必要性	有り

指 標	<p>①地震等の災害に備えるための整備 ②教育環境の質的な向上を図る整備 ③施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p>
達成度	<p>①地震等の災害に備えるための整備 目白小学校は、平成22年度に実施した耐力度調査により、また、池袋第三小学校・池袋中学校は平成24年度に実施した耐力度調査により構造上危険な状態の建物があることが判明したため改築工事を行った。改築工事に伴い、マンホールトイレ、防災井戸の設置を行い、防災機能の強化を図った。合わせて、池袋第三小学校・池袋中学校で改築工事を行い、教育環境の整備を図った。 また、明豊中学校の体育館天井の落下防止対策を行った。</p> <p>②教育環境の質的な向上を図る整備 目白小学校の改築工事に伴い、グラウンド整備を行った。また、エコスクールの一環として、屋上緑化や壁面緑化、太陽光発電設備の整備を行った。 巣鴨小学校・高松小学校・千早小学校・南長崎幼稚園はトイレの老朽化が進んでおり、ドライ方式のトイレに改修を行った。 巣鴨小学校の管理諸室に空調設備の新規設置を行った。 要小学校は校庭舗装の劣化が深刻であり、校庭改修を行った。</p> <p>③施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備 目白小学校・池袋第三小学校・池袋本町小学校の改築工事に伴い、水泳プール、調理場のドライシステム化を図った。 また、池袋中学校の改築工事に伴い、武道場（柔剣道場）整備を行っている。</p>

	評価	判断理由
効率性	A	校庭の改修に関して、全天候型への整備方針の転換は、グラウンドの利用時間の確保、整備に関わるコストの減少につながっていると言える。
有効性	A	<p>地震等の災害は予測が困難であり、いつ起きてもおかしくは無いという考えのもと、整備を行うのは何よりも優先されるべきことである。</p> <p>学校の緑化については、エコスクールという考えだけではなく、緑の少ない都市にいながらも自然を身近に感じ、大切にしようと考えられる心を育てられる長所もある。</p> <p>洗口所の整備から、口腔衛生、インフルエンザの予防にまでつながっていることは有効性が高いと言える。</p> <p>校庭の改修も進んでおり、特に遮熱性塗料によるグラウンドが高温になり過ぎない整備は素晴らしく、子どもが安心して校庭を利用することができる。</p>

施策名	5 学校視察評価
事業名称	7 西巣鴨幼稚園

評価の視点	幼児教育の充実
取り組みの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた人員のなか、園児の状況を的確に把握しながら、内容の充実した預り保育に取り組んでいる。 ・預かり保育について、学務課と園の連携がしっかりなされていて、働きやすい環境づくりができています。 ・幼・小・中一貫教育連携プログラムについては、年間を通じて非常に充実した取り組みが行われており、アプローチカリキュラムに則った、子供たちが実践しやすいカリキュラムとなっている。 ・幼・小の連携を維持しようという園長の積極的な姿勢が、事業の充実とスムーズな入学につながっている。 ・個別指導計画を作成し、障害のある児童に対してきめ細やかな対応ができるよう努力している。 ・スロープの設置により建物の段差解消を図るなど工夫を凝らしている。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育については、今後も利用者の増加が見込まれるため、職員体制の充実が重要である。 ・幼・小・中一貫教育連携プログラムについては、事業の取り組みの結果、園児にどのような変化が表れるのか調査しまとめることにより、この事業の重要性がより明確になる。 ・他区の状況を調査しつつ、おやつの質等について検討をしていく。 ・障害に対する理解及び知識を広げるためにも、職員研修を充実させていきたい。 ・スロープ以外にも補強すべき箇所について、教育委員会のフォローが必要である。

IV 資料等

教育に関する事務の点検・評価実施要綱

〔平成20年6月10日
教育長決定〕
改正 平成24年6月4日
改正 平成25年6月27日
改正 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年法律第97号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

(目的及び目標の設定)

第3条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

(点検・評価)

第4条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 効率性（実施方法とコストの視点）

(2) 有効性（設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与）

(点検・評価結果の活用)

第5条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第6条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

〔平成20年6月10日〕
教育長決定

改正 平成22年6月23日

改正 平成27年4月 1日

(設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 学校経営経験者 1人
- (3) 区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

平成27年度
教育に関する事務の点検・評価報告書

平成27年 12月発行

発行・編集

豊島区教育委員会

豊島区南池袋2-45-1

電話 03-4566-2784